

南2条西地区土地改良事業計畫概要書

1 目 的	
2	(1) 地域の所在 北海道釧路郡根室支庁根室市北郷町南沼田地区
	(2) 地域の実況 秋分町界の南西端、鉢巻牛町との境界に位置し、南沼田流域の比較的低平な低平地にある。
	A 地 形 水層・集積低地に分布し、泥炭質な土壌となる。
	I 土 質 細粒グライ低地土、無機質凝結低位泥炭土
	ウ 土 構 均 質 性 温 潤 気 候 平均降水量 1143.3 mm 年平均気温 6.6℃ かんがい期平均気温 19.1℃ 降雪深 51.1 cm 無霜期間 11月1日から4月11日 5月14日から10月15日 190日
3	オ 水利状況 国境から近い排水溝等南沼田下流地区により整備された用水路及び灌漑事業で整備された幹線や支線用水路より用水が当てられている。
	カ 営農状況 基幹作物：水稲 転作作物：小麦、大豆、プロットコリー
	キ 地域環境の概況 本地区下流には南沼田川が流れおり、ドジョウなどの魚類が生息している。地区周辺には、渡り鳥が多く飛来している。
	(3) 計画及び受益戸数 地 目 区分 田 畑 原野 山林 その他 (ha) (ha) (ha) (ha)
	農業利用排水施設 現況 75.2 計画 75.2 計画 94.6 計画 92.1 計画 0.6 計画 0.0 計画 0.6 計画 94.6 計画 92.1 計画 0.0 計画 0.6
4	基本設計 区画整理、灌漑排水の整備を行い、生産性の向上と農地の利用化を図り、担い手農家への効果的な農地整備を行い、農業経営の体質強化と活力ある地域農業の確立を図る。
	(2) 環境との調和への配慮 施工時期や施工方法等を十分に検討し、漏水防止に努める。また、周知樹木の残存を確保する。 で、地域の自然環境や農村景観に配慮する。
	工事又は管理の要領 事業種別 受益面積 事業種別及び事業内容
	主要工事計画 農業利用排水施設、区画整理 92.6ha 農業利用排水施設 排水路 L=500m 排水路 L=2,785m 区画整理 整地工 A=92.6ha 灌漑排水 A=92.6ha 用水路 L=8,940m 排水路 L=2,585m 管 道 A=92.6ha
	進捗又は改良される施設の管理方法 専利、巡回 専利、巡回、土砂上げ等

5	換地計画の概要	(1)換地計画樹立の必要性										
	換地計画の概要	(2)換地計画樹立の基本方針 ア 従前の土地の地役の概要										
	換地計画の概要	(3)換地計画樹立の方法										
	換地計画の概要	(4)換地計画樹立の費用										
	換地計画の概要	(5)換地計画樹立の利益										
	換地計画の概要	(6)換地計画樹立のその他										
6	費用の用	費用の用										
7	費用の用	費用の用										
8	費用の用	費用の用										
9	費用の用	費用の用										
10	費用の用	費用の用										

令和8年度 新規希望 農地整備事業(中山間地域型)

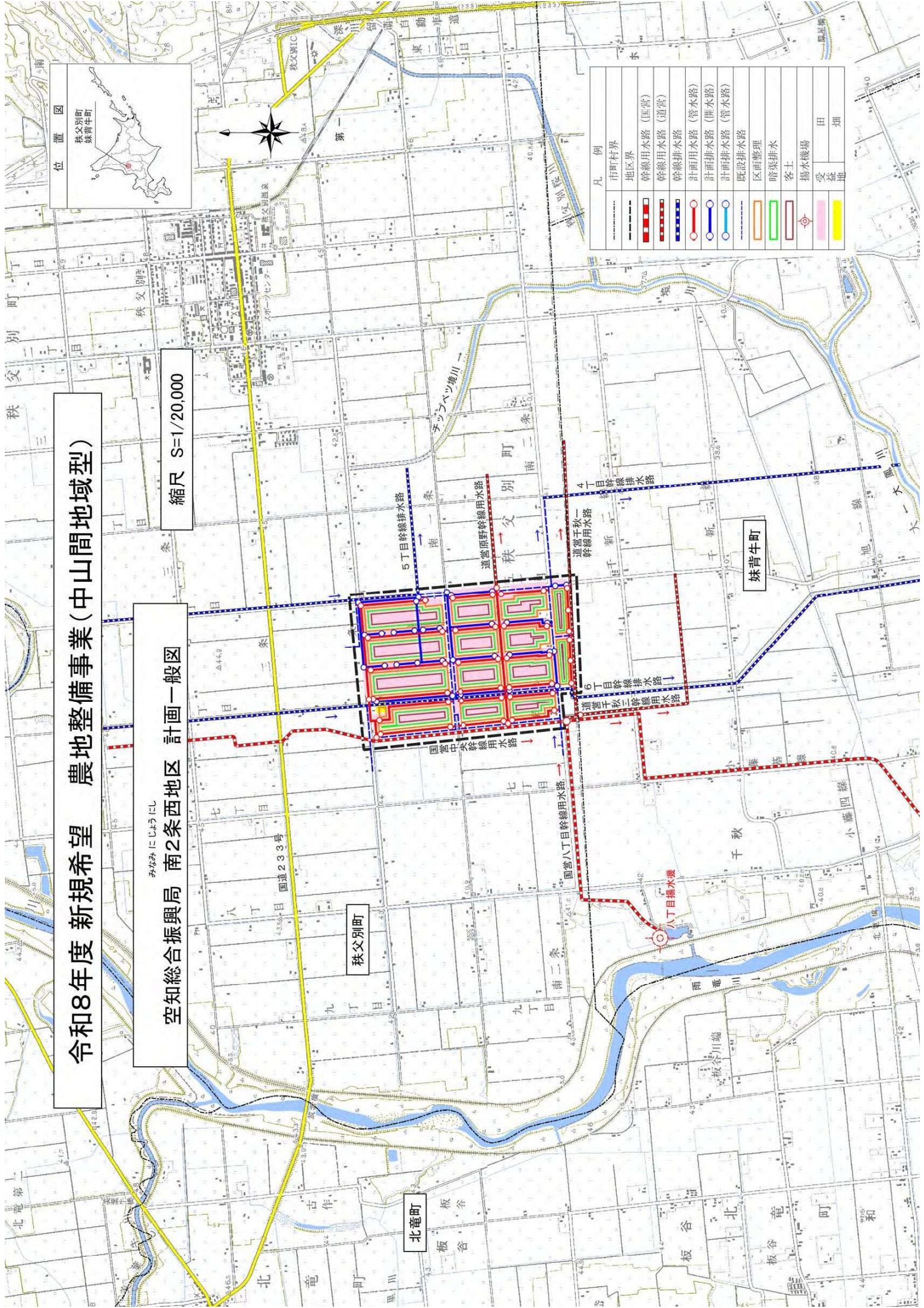
空知総合振興局 南2条西地区 計画一般図

みなみにじょうにし

縮尺 S=1/20,000



凡 例	
	市町村界
	地区界
	幹線用水路 (国営)
	幹線用水路 (道営)
	幹線排水路
	計画用水路 (管水路)
	計画排水路 (排水路)
	既設排水路
	区画整理
	暗渠排水
	客土
	揚水機場
	受益地
	田 畑



道第 1 1 号様式

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準等を記載した書面

1 事業費予定額 4,300,000千円 (令和7年度価格)

2 負担区分の予定

区 分	国 庫 負 担 (%)	道 負 担 (%)	地 元 負 担	
			市町村負担 (%)	受益者負担 (%)
農業用排水施設	55.0	32.5	—	12.5
区画整理	55.0	32.5	—	12.5

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の規定による分担金等の納入方法

秩父別土地改良区は、土地改良法第91条第4項の規定により、この土地改良事業によって利益を受ける者に対する分担金に相当する額の金銭を北海道に負担する。

4 地元負担の予定基準

農業用排水施設（用水に限る）及び区画整理（用水に限る）については、この土地改良事業によって利益を受ける農用地につき地積割で受益者が負担する。

農業用排水施設（排水に限る）及び区画整理（用水を除く）については、この土地改良事業によって利益を受ける農用地につき事業費割で受益者が負担する。

5 農業基盤整備資金の借入条件

受益者負担について農業基盤整備資金を借入れする場合には、その借入条件は、年利6.5%以内、償還期間20年以内（うち据置5年以内）である。

6 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地を土地改良法第113条の3第3項の規定による工事完了の広告の日（その広告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（それ以前に知事が年度を指定する場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年以内に当該事業の計画において予定する用途以外の用途に供した場合には、当該土地につき土地改良法第3条に規定する資格を有する者は、北海道営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和32年北海道条例第73号）第3条第4項の規定に基づき特別徴収金を徴収される場合がある。

道第 1 2 号様式

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準等を記載した書面

1 調査費予定額 1,500千円 (令和7年度価格)

2 負担区分の予定

区 分	国 庫 負 担 (%)	道 負 担 (%)	地 元 負 担	
			市町村負担 (%)	受益者負担 (%)
調 査 費	—	50.0	—	50.0

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の規定による分担金等の納入方法
秩父別土地改良区は、土地改良法第91条第4項の規程により、この土地改良事業によって利益を受ける者に対する分担金に相当する額の金銭を北海道に負担する。

4 地元負担の予定基準
この土地改良事業によって利益を受ける農用地につき地積割で受益者が負担する。